

建設工事等の競争入札に係る最低制限価格の設定について

令和4年3月28日

五泉市財政課

建設工事等※の競争入札に係る最低制限価格の設定を、次のとおりとします。

(※建設工事等：建設工事並びに建設工事に係る調査、測量及び設計の業務)

(改正箇所：下線部)

1 最低制限価格の設定対象

- (1) 建設工事・・・・・・設計額（税込み）が300万円以上のもの
- (2) 建設工事に係る調査、測量及び設計の業務
・・・・・・設計額（税込み）が100万円以上のもの

2 建設工事の最低制限価格

建設工事の最低制限価格は、次の算式により算定するものとします。

$$\begin{aligned} \text{算定最低制限価格} = & (\text{直接工事費の設計額} \times 9.7/10 + \text{共通仮設費の設計額} \times 9/10 \\ & + \text{現場管理費の設計額} \times 9/10 + \text{一般管理費の設計額} \times \underline{6.8/10}) \\ & \times 1.1 \end{aligned}$$

◎この算式中「設計額」は、税抜き金額。

- (1) 算定最低制限価格が、予定価格（税込み）の**10分の7.5以上10分の9.2以下**になる場合
⇒ 算定最低制限価格を最低制限価格とします。
- (2) 算定最低制限価格が、予定価格（税込み）の**10分の9.2**を超える場合
⇒ 「予定価格（税抜き）×**10分の9.2**×1.1」を最低制限価格とします。
- (3) 算定最低制限価格が、予定価格（税込み）の**10分の7.5**に満たない場合
⇒ 「予定価格（税抜き）×**10分の7.5**×1.1」を最低制限価格とします。
- (4) 入札書に記載された金額と比較する際に使用する入札書比較最低制限価格は、「最低制限価格×100/110」により算定するものとします。

3 特別なものについては、前記2にかかわらず、予定価格（税抜き）に**10分の7.5**から**10分の9.2**までの範囲で定めた割合を乗じて得た額に消費税等相当額を加えた金額を最低制限価格とします。

また、入札書比較最低制限価格は、前記2（4）の算定方法と同様とします。

4 建設工事に係る調査、測量及び設計の業務の最低制限価格は、「予定価格（税抜き）×10分の7×1.1」とし、入札書比較最低制限価格は、「最低制限価格×100/110」により算定するものとします。

5 端数処理

建設工事等の最低制限価格の算定に係る端数処理の方法は、設計額（税込み）1,000万円以上の建設工事等については、最低制限価格（税抜き）の10万円未満を切り上げることとし、設計額（税込み）1,000万円未満の建設工事等については、最低制限価格（税抜き）の1万円未満を切り上げることとします。

例 設計額（税込み）1,000万円以上の建設工事等：

最低制限価格（税抜き）12,345,000円 → 12,400,000円×1.1

設計額（税込み）1,000万円未満の建設工事等：

最低制限価格（税抜き）9,345,000円 → 9,350,000円×1.1

- (1) 前記2～4の算式により算定した金額に、上記の端数処理を行った後、消費税相当額を加えて「最低制限価格」を算出します。
- (2) 入札書に記載された金額と比較する際に使用する入札書比較最低制限価格は、「最低制限価格×100/110」により算出し、端数処理は行わないこととします。

6 その他

最低制限価格より低い価格で入札をした者は、再入札を実施する場合には参加することはできません。

7 適用

令和4年4月1日以降の発注から適用。